

整理番号		受付日時	月	日	時	分	受付者	
------	--	------	---	---	---	---	-----	--

2023年 8月 28日

(宛先)  
小金井市議会議長

小金井市議會議員

坂井えつ子

発言通告書（一般質問）

小金井市議会会議規則第60条の規定により、下記のとおり通告します。

記

表題及び質問の具体的内容	備考
<p><b>1 「香りのマナー」ではなく、香害・化学物質過敏症として捉えた周知を横断的に行おう！</b></p> <p>(1)国は、「知ってください。その香り困っている人もいます」として、消費者庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、環境省合同で作成したポスターの文言を改定した。 7月19日には、「管轄する機関に改めて情報提供」を依頼する事務連絡を出している。 ①市内における周知状況は。②各管轄で受けた相談事例はあるのか。 A 保健センター B 医療機関 C 高齢者施設 D 保育所等</p> <p>(2)市では、「香りのマナー」ポスター(問合せ：経済課)を製作し、周知している。 ①消費生活相談室への相談はあるか。②香りによる健康被害の声が出ていることから、「香害・CS(化学物質過敏症)」として捉えることが必要ではないか。</p> <p>(3)障害者差別解消条例のパンフレットでは、「ともに生きる人とはなりにいるよ」として、化学物質過敏症もあげている。香害・CS(化学物質過敏症)のある方もともに生きる社会にするため、まずは周りの人が香害・CS(化学物質過敏症)を知ることが必要ではないか。</p> <p>(4)化学物質は、環境政策課の所管だ。市ホームページでは、除草剤や殺虫剤等の使用にあたって、人体や環境への影響の懸念がある旨、掲載している。香りの強い柔軟剤等の周知も必要ではないか。</p> <p>(5)香害・CS(化学物質過敏症)の横断的な周知を。市長の政策意思を問う。</p> <p>(6)小中学校での現状は。①相談事例はあるのか。②周知状況は。</p> <p>(7)学校現場の課題として注目されている給食着について ①相談事例はあるのか。 ②「担任の先生に申し出ていただきたい」と答弁が出ていたが、周知しているのか。</p>	
<p><b>2 “はけと野川を壊す道路”はいらない！</b></p> <p>白井市長就任からはや9ヶ月。小金井市選挙区選出都議と小金井市長が行っている定例面談があり、7月19日の面談では、「中止を求める要望書について関係機関と調整中であることをしっかりと確認した」と都議が発信している。このことについて、8月23日の建設環境委員会(協議会)で市長に問うと、「調整中」の答弁に留まった。議会では「調整中」以上の答弁ができない状況だと捉えている。</p> <p>(1) 要望書について ①その後、提出したのか。②市長に届いている市民の声はあるか。</p> <p>(2) 「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」は2025年まで。都と基礎自治体の会議など“第五次事業化計画策定に向けた動き”はあるのか。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	